

セミナー番号
11100802

8月 東京 ビジネス・ロー・スクールのご案内

証券ビジネス規制の最新論点と実務対応

～平成22年金商法改正, 金融ADR制度, 販売勧誘ルールへの債権法改正の影響を中心に～

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

■講師 鹿海拓也 弁護士 (森・濱田松本法律事務所)
児島幸良 弁護士 (森・濱田松本法律事務所)

■日時 2010年8月2日(月) 午後1時～5時
(計4時間)

■会場 株式会社 商事法務 3階 会議室
(東京都中央区日本橋茅場町3-9-10)

■受講料 31,500円 (1名分, 税込)

■同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合, 2人目から2,100円引きといたします。

■講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

■定員 40名 (申込順)

※会場での録音・撮影, パソコン・携帯電話の使用
はご遠慮願います。

くわしくは, 裏面申込要領をご覧ください。

開講の趣旨

▶金融商品取引法の施行からもうすぐ3年が経過しようとしています。その間, 平成20年改正(プロ向け市場の創設, 課徴金制度の見直し), 平成21年改正(金融ADR制度の導入, 格付会社規制の導入, プロアマ規制の見直し)が行われたところですが, 本年5月12日, 平成22年改正法も成立しました(5月19日公布)。平成22年改正は, 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上やグループ規制・監督の強化等を内容とするものです。このように金融商品取引法制の見直しは毎年行われていますが, 加えて, 監督指針や検査マニュアルの見直し等も頻繁に行われています(デリバティブ取引に関する規制強化, 法人関係情報の管理態勢の見直し等)。さらに, 近年, 証券取引等監視委員会の活動も活発になっており, 課徴金納付命令や行政処分の勧告がたびたび行われており, 証券取引等監視委員会の問題意識についても留意する必要がありますが高まっています。

▶そこで, 本講義では, 証券ビジネスに特に関係する金融商品取引法に関する主要な論点を分かり易く整理・検討するとともに, 平成22年改正や本年導入された金融ADR制度など金融商品取引法制の直近の動きについても分析・検討を行います。また, 証券取引等監視委員会の問題意識についてもその要点と実務ポイントを整理いたします。

▶また, 民法(債権法)改正に向けた議論が行われておりますが, そこでは, 消費者契約法のいくつかの規定を「一般法化」や「統合」により民法に取り込むこと, 約款に関する規定を民法に設けること等, 証券ビジネスにも影響を与え得るいくつかの提案がなされています。そこで, 消費者契約法とそれを取り込む債権法改正の視点から金融商品取引法制が今後どのような変容を受けるかを, 販売勧誘ルールを中心に検討いたします。

▶証券会社, 登録金融機関, 投資運用業者, 格付会社その他の法務部門, コンプライアンス部門, 内部管理部門等のご担当者の皆様の奮ってのご参加をお待ち申し上げます。

〈東京〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2010年 月 日

(8/2)「証券ビジネス規制の最新論点と実務対応」(31,500円 1名分)(但し 名分)

社名	〒 ()	部				
業種	FAX ()	課	部 課			
住所 (郵便番号)		受講者				
※講義の参考のためご記入下さい。 ・年齢 歳 ・入社後 年 ・実務経験 年		部・コ	法・コ	08	業・コ	
貴社の社員教育担当部課をお教え下さい。()						

主要講義項目

1. 平成22年金商法改正のポイント

- (1) グループ規制・監督の強化
- (2) 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務づけ等

2. 近年の金商法改正のポイントと実務対応

- (1) 金融ADR制度の創設
- (2) 格付会社規制の導入

3. 金商法上の販売勧誘ルールの最新動向と債権法改正の影響

- (1) 特定投資家制度
- (2) 説明義務

- (3) 適合性原則
- (4) その他の行為規制
- (5) 消費者契約法・債権法改正との関係
 - ・約款(不当条項規制など)
 - ・不実表示
 - ・説明義務 など

4. 証券取引等監視委員会の活動と実務対応

- (1) 不公正取引(インサイダー取引規制、相場操縦等)
- (2) 不公正ファイナンス
- (3) 証券検査事例の検討

5. まとめ

●講師のプロフィール●

鹿海拓也(しかうみ たくや)

森・濱田松本法律事務所弁護士。東京大学法学部卒業。2006年弁護士登録。2008～2009年金融庁総務企画局市場課出向。論文『平成21年金融商品取引法等の改正と銀行実務への影響』(ファイナンシャルコンプライアンス2010年5月号)、『最近のインサイダー取引摘発事例―課徴金納付命令勧告事例の検討―』(会計・監査ジャーナル2010年5月号)。

児島幸良(こじま ゆきな)

森・濱田松本法律事務所弁護士。京都大学法学部卒業、同大学院法学研究科修士課程修了。1997年弁護士登録。2003～2004年金融庁総務企画局企画課出向(金商法、会社法担当)、2009年早稲田大学大学院法務研究科教授(金融法、企業法、民法担当)、2010年特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターあっせん委員。主要著書『会社法・金商法下の内部統制と開示』(共著、商事法務)、『改正証券取引法・金融商品取引法のポイント(改訂版)』(商事法務)等。

お申込要領

- 受講のお申込は、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記申込先に郵送又はFAXにてご送信下さい。折り返し請求書・受講票、振込用紙をご送付します。
- 受講料は、講座開講日の3日前までに、お振込み下さい。尚、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。又、特にお申出のない限り郵便局又は銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町ブロードスクエア3階)
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX 03(3664)8843(専用)
※FAXによるお申込は、申込書を切り離さずにご送信下さい。
- 問合せ先 電話 03(5614)5650(ダイヤルイン)
- 振込先 <銀行> みずほ銀行銀座支店 口座番号 当座預金(0132139)
口座・加入者名 株式会社 商事法務
※「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします。
- 講師が受講者リストを持ち帰ることがありますので、受講のお申込は、その点をご了承のうえ行なって下さい。